

高浜市自治基本条例検証委員会（第4回） 会議録			
日 時	平成27年10月20日（火）午後4時～5時30分		
場 所	高浜市役所 第2会議室（4階）	傍聴人数	3名
出席者	委 員	中川幾郎、荒川昭治、神谷巧、杉浦己喜夫、中川勝利、杉本ゆかり、 神谷坂敏 <div style="text-align: right;">（7名出席）</div>	
	事務局	企画部長 加藤元久 総合政策グループ リーダー 木村忠好 同 主 幹 鈴木明美 同 主 事 桑山由紀子 同 主 事 稲垣翔太 同 主 事 加古博紀 <div style="text-align: right;">（6名出席）</div>	
次 第	1 あいさつ 2 議 題 1) 検証中間報告に対する意見の対応について ①意見募集結果と意見に対する行政の考え方・対応（案）について ②検証委員会からのコメントに対する行政の考え方・対応（案）について 2) 検証報告書（案）について 3) 検証報告書提出にあたっての鑑文（案）について 4) まちづくりの基本原則「参画・協働・情報共有」ガイドライン（案）について 3 検証報告書の提出		
資 料	資料1：高浜市自治基本条例検証委員会（第3回） 会議録 資料2：高浜市自治基本条例検証中間報告に対する意見及び回答【案】 資料3：高浜市自治基本条例検証委員会からのコメントに対する行政の考え方・対応【案】 資料4：高浜市自治基本条例 検証報告書【案】 資料5：高浜市自治基本条例の検証について【案】		

1. あいさつ

【委員長】 本日はご多忙の中、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただ今より、「第4回 高浜市自治基本条例検証委員会」を開催します。
これまで約半年間、検証作業を進めてきたが、前回の委員会以降、パブリックコメントも行われ、本日は最後の委員会になる。

前半では、パブリックコメントの実施概要などを報告してもらうとともに、検証報告書を完成させていく。

また、後半では、前回は時間がなく説明だけに終わってしまった「参画・協働・情報共有のガイドライン」の案についても意見を出し、完成させていく。

限られた時間であるが、スムーズな議事進行に協力をお願いしたい。

2. 議題

1) 検証中間報告に対する意見の対応について

①意見募集結果と意見に対する行政の考え方・対応（案）について

委員長： ・それでは、議題1「検証中間報告に対する意見への対応」について、まずは「①意見募集結果と意見に対する行政の考え方・対応（案）について」を、事務局から説明お願いしたい。

行政： ・資料2に基づき説明

委員長： ・ただいま、説明がありましたが、意見・質問があれば、お願いしたい。
(意見・質問なし)

委員長： ・では、原案のとおり公表していくということでよろしいか。
(異議なしで承認)

1) 検証中間報告に対する意見の対応について

②検証委員会からのコメントに対する行政の考え方・対応（案）について

委員長： ・次に「②検証委員会からのコメントに対する行政の考え方と対応（案）について」を、事務局から説明お願いしたい。

行政： ・資料3に基づき説明

委員長： ・ただいま、説明がありましたが、意見・質問があれば、お願いしたい。

委員： ・まちづくりの入門講座とは具体的にどういったものなのか。
イメージはあるのか。

行政： ・まちのために汗を流していただいている方を講師にして、まちのために働くのは素晴らしいことなんだということを伝えていきたいと考えている。
・また、活動に参加してくれている子どもたちの思いも伝えていきたい。

委員： ・子どもたちも一緒にという姿勢はいいと思う。

委員： ・対応案を具体的にどう行動に移していくのか。

行政： ・今回お答えした内容は概ね第6次総合計画の取り組みの中に関連するものが多いので、毎年度の行動計画を示したアクションプランの中にしっかりと落とし込んでいく。アクションプランに関しては市民の皆さんに見て評価してもらい別の会議体もあるのでそちらで進捗を追っていくということになる。

委員長： ・5条の最後の入門講座の具体的なプログラミングを進めていただきたい。
・その時に基礎的な人権尊重は必要であるということは言っておきたい。
・また、人の話を聞く訓練、自分と考え方が違う人の意見を聞き入れる訓練が重要になってくる。
・もう一つ言うと「経営」ということを将来の幹部は意識していただきたい。さらに会社組織で長く勤めていた人は自負心が強く、上から目線になりがちである。だから、コミュニティ教育をしっかりといただきたい。企業と地域は違うということを教えなければいけない。
・では、次の議題に移ります。

2) 検証報告書（案）について

委員長： ・議題2「検証報告書（案）について」である。
・本日の最後に、市長へ「検証報告書」を提出するにあたり、最終確認をしていきたい。
・事務局の方で、先ほど報告のあった、検証委員会からのコメントに対する行政の対応などを踏まえ、「成果・課題と今後の取組みの方向性」のところを中心に、修正が加えられているようである。
・修正箇所は、網掛けで表示されているが、修正の概要について事務局から説明をお願いしたい。

行政： ・資料4に基づき説明

委員長： ・では、章ごとに適宜区切りながら意見を伺い、付け加えるべきコメントがあれば修正し、報告書を完成していきたいと思うが、その前に全体を通しての質問があればお願いしたい。

(意見・質問なし)

委員長： ・では、まず、1ページ「はじめに」から14ページ「2. 検証にあたって」までで、意見があればお願いしたい。

(意見・質問なし)

・では、原案のとおりとする。

(承認)

・次に「3. 検証内容」に入る。17ページ「前文」から23ページ「第3条例の位置付け」までで、意見があれば、お願いしたい。

(意見・質問なし)

・では、原案のとおりとする。

(承認)

※その後、25ページ「第4条 まちづくりの基本原則」から82ページ「第23条 他の自治体等との連携・協力」まで意見・質問なく承認。

・次に、83ページ「第24条 条例の検証と見直し」。この部分は、最後にまとめるということにしていたので、検証委員会からのコメント欄も空欄となっている。

・委員にとっては、半年間という期間であったが、検証作業に関わってみての感想、こんなところがよかった、あるいは、次の時にはこんなふうにしたらどうか、といった意見があれば、お願いしたい。

委員： ・5年以内に検証しましょうとなっているが、どういう状況が発生したら検証するのか、また誰がやりましょうと言うのか。

行政： ・具体的にこうなったらとは想定していない。条例に対して見直すべきと感ずることがあれば5年より前に見直しを行っていく。

・市民の皆さんと日頃からキャッチボールしながら、声を聞きながら時期であると判断したらアクションを起こしていくことになる。

委員長： ・検証委員会は首長の依頼によって我々が動いて検証している。つまり、行政側のイニシアチブで検証している。市民側のイニシアチブで行おうと思えば、地方自治法の条例制定改廃請求権を発令すればよい。住民側の発議は担保されているが5年以内にはちゃんと検証しますよというのがこの条文になる。

委員： ・検証委員のメンバーはその時その時に変わってくるということですよ。

行政： ・その通りである。

委員： ・検証委員会に参加して自治基本条例はまちづくりの軸になるものだと思います。しかし、軸は周りの環境等で変わってきてしまうこともある。しっかりと見直していくことが大切である。

委員長： ・ありがとうございます。

・今委員さんから出された意見を整理し、コメントとしてまとめたいと思う。「この条例がまちづくりの根幹であると市民として実感する」「今回条例改正の必要性は認めなかったが、5年以内に定期的に見直しすることが正当化されていることは大変重要である」「今後の検証作業においても様々な立場の市民が参加することを期待する」という趣旨でよろしいでしょうか。

・それでは、事務局は今のような文言を84ページのコメント欄に入れておいていただきたい。

・では、最後に、85ページ「検証内容のまとめ」のところですが、意見があれば、お願いしたい。

(意見・質問なし)

・では、原案のとおりとして、よろしいでしょうか。

(承認)

- ・ありがとうございました。88ページ以降は「参考資料」ですので、事務局に一任したい。
- ・では、事務局は、今、出た意見を踏まえ、検証報告書を仕上げてください。

3) 検証報告書提出にあたっての鑑文（案）について

委員長： ・次に、議題3「検証報告書提出にあたっての鑑文（案）について」、最後に市長へ検証報告書を提出する際につける文書の案になる。事務局から説明をお願いしたい。

行政： ・資料5を読み上げ

委員長： ・ただいまの事務局から読み上げていただいたが、修正すべき点など、意見があればお願いしたい。

(意見なし)

・では、原案のとおりとして、よろしいでしょうか。

(承認)

4) まちづくりの基本原則「参画・協働・情報共有」ガイドライン（案）について

委員長： ・続いて議題4「参画・協働・情報共有のガイドライン」（案）についてである。前回、事務局から説明を受け、今回、意見があれば出していくということになっていた。8ページに該当するA3の折込が前回以降、変更した部分があるということで、差し替え資料が配布されている。

・少し振り返ると、ガイドラインの策定の主なねらいは、参画・協働・情報共有について職員が共通認識を持ち、部署ごとの取組みの温度差・バラつきをなくしていこうということ、また、市民のみなさんが「市政運営やまちの情報を知ることができるようになった」「参画しやすくなった」「行政と連携・協力しやすくなった」と実感していただけるようにする、ということであった。

・委員から意見をいただく前に、まず事務局から、ガイドライン策定後のアクションについては、どのように考えているか、説明をお願いしたい。

行政： ・ガイドライン策定後のアクションについて説明

①職員説明会の実施

・年内を目処に「職員説明会」を実施する。

・来年の4月以降入庁してくる新人職員については、新人研修のプログラムの中に組み込んでいく。

②参画・協働・情報共有の具体的な実践

・第6次総合計画に掲げる目標の達成に向けた具体的な行動計画「アクションプラン」の中に「参画・協働・情報共有の工夫」という欄を設け、事業を進

める中で「参画・協働・情報共有」を常に意識し、ガイドラインを踏まえた取組みが着実に実践される（振り返り、改善される）仕組みを整えた。

委員長：・ただいま、説明がありましたが、ここまでで、何か意見・質問があればお願いしたい。

(意見・質問なし)

・では、詳しく見ていきたいと思う。

まずは、10ページ～20ページ「参画の原則」について、意見・質問があればお願いしたい。

(意見・質問なし)

・次に、22ページ～29ページ「協働の原則」について、意見・質問があればお願いしたい。

(意見・質問なし)

協働のパートナーは何も民間だけではない。委託と記載されているが、まちづくり協議会に委託する、そんな発想である。逆に言うと企業も協働のパートナーであるという意識をもう一度見直そうということになる。業者に任せる、それだけではダメである。

・では、最後に30ページ以降「情報共有の原則」について、意見・質問があればお願いしたい。

(意見・質問なし)

委員：・市には各委員会等があるが市民1人1人の意見は聞いていないと思う。しかし最後には結論づけることになっている。どういう判断で最後まとめるのか。どういう風に情報共有はなされているのか。

委員長：・今のは、政策形成プロセスにおける情報の公開とその次の決定寸前における情報の共有のことである。高浜市の場合、パブリックコメントを実施している。これが共有になっている。少数集団で、ある程度原案を作り、決定までの間で情報の共有をしていく、声を取り入れていくということになる。

委員：・資料の中でワークショップという項目があるが、いろんな部署が行っていて予定が合わないことが多い。整理整頓するといいかと思う。

委員長：・このガイドラインは日本最高級の作品であると思う。具体的事例がわかりやすい。市民の声も反映されている。他の自治体は理念や仕組みばかり書いてあるがこのガイドラインは違う。読みやすい。

3. 検証報告書の提出

委員長：・以上、本日の議題は全て終了した。ただいまから検証報告書を提出しますが、最後に委員さんから一言ずつ、感想でも、どんなことでも結構なので、発言をいただきたい。

委員：・検討委員会の一員として関わったことをうれしく思っている。高浜市は小さなまちであるがきめ細かな活動されている。今回の検証がこれからの活動に

反映されることを願っている。

- 委員：・委員長から「参画・協働・情報共有」ガイドラインをほめていただいたが、ちょうど私が市民会議の自治推進分科会で素案を作り上げていたものを完成させてくれたことは大変うれしく思っている。
- 委員：・改めて書類で、文字で見ると高浜市はいろんなことやっているんだなと感じている。しかし、活動を行うのも大変である。まちづくり協議会の事務局のさらなる強化が必要であると改めて感じた。
- 委員：・私も働きながらまちの活動をしているが、もっと役割分担して個人の負担を軽くしていかなければと思っていた。また、先ほどの情報共有の話で、どうしても目からくる情報の方が多い。耳からの情報は少ないように感じる。説明会等も出前で「お邪魔するから話を聞いて」といった姿勢が大事になってくる。
- 委員：・先ほどもお話しさせていただいたが、軸はもろくて崩れやすいものである。なので、こういった検証を行うことによって強いものにしていける。市民・行政お互いが喜び合える関係をつくっていくことが大事になってくる。役割分担が必要。
- 委員：・検証報告書が完成したことにお礼申し上げる。公共施設の関係もガイドラインの原則に基づき11月から現場に行き説明を行っていく予定である。
- 委員長：・高浜のまち協が経済的にも体力的にも自立できる方向性を打ち出していきたい。そのためには独立事務局体制が確立できる仕組みを考えるべきなのではと思っている。経済的に苦しい人、健康に不安がある人、家族や親戚がいない人、忙しくて時間がない人でも関われる仕組みをつくっていかないとけない。つまりソーシャルマイノリティーにも参加の機会をつくることが大事である。
- ・事務局を自立させるための財政的施策を考えること、そのために行政が持っている仕事をまち協や地域のNPOにもっと委託できるようにしていくことが必要である。
- ・それでは、ここからは事務局へ進行をお返しします。
- 行政：・それでは、検証報告書の提出を委員長から市長へお願いしたい。
(会長より検証報告書を市長へ提出)
- ・では、市長から一言いただきたい。
- 市長：・半年間の委員会において意見いただきありがとうございました。
条例を定期的にメンテナンスかけていくということはほとんどない。国の法律が変わると市は変えないといけないので変える手続きをするがこの条例は違う。そういった意味ではこの条例が高浜の背骨になっているからであろうと思います。
- ・先ほど、まち協の話が出ましたが、将来まち協をどうしていくかというなかで一番思っているのは、まち協がいなくなると地域の方がほんとに困ってし

まうことをやっていくと自然に認知度が上がっていくと思っている。資金もそこに使えば喜んでいただけると思う。

- 委員の皆さまにおかれましては、多方面で活動されている方ばかりですが、今後ご協力の程よろしくお願ひしたい。
- 本日はありがとうございました。

行 政： • これで第4回 検証委員会を終了します。